議　　題

市民関係部課長会議

議題１　パートナーシップ証明について（春日井市提出）

【要旨】

当市では、パートナーシップ証明の導入に向けて検討を進めています。そこで、次の項目について各市の状況をご教示ください。

（１）　パートナーシップ証明の導入状況

当てはまる番号を選んでください。①または②の場合は（　）内も記載をお願いします。

① 導入済み（実績　件）

② 導入予定（令和　年度導入予定）

③ 検討中

④ 予定はない

（２）　民間企業における市発行のパートナーシップ証明の効果

市のパートナーシップ証明によって、民間企業における手続きが可能となるものについて把握しているものはありますか。

（例：携帯電話の家族割、アパートの賃貸契約）

（３）　要綱等を定められている場合は、１部ご提供願います。

議題２　印鑑登録・廃止等の申請時の本人確認書類の取扱いについて（豊田市提出）

【要旨】

本市では、印鑑登録に係る申請（登録や廃止等）を受け付ける際は、運転免許証等の本人確認書類を提示してもらい、申請書に別紙（議題２参考資料）の記載方法のとおり、番号等を控えています。提示書類によっては、番号だけでなく発行元の記載も必要であったりと複雑なため、今後は番号等を控えず、該当項目に丸を付すのみの対応にすることを検討しています。そこで、各市の対応をご教示願います。

（１）提示を受けた本人確認書類の取扱いについて

① コピーを取って保管

② 原則番号等を控える

③ 申請書の該当項目（例：免、旅、個など）に丸を付す

④ その他（　　）

議題３　印鑑登録原票の保管について（豊田市提出）

【要旨】

本市では印鑑登録原票は登録時の情報のまま紙で保管し、印影以外の住所等の更新は、電子データで行っています。紙の原票は保管する場所を確保する必要があり、最近では場所の確保に苦慮しています。今後、紙の原票を廃止し、電子データのみでの保存を検討しています。そこで、各市の印鑑登録原票の保管方法についてご教示ください。

議題４　支援措置被害者の戸籍謄本等の取扱いに伴う事務（豊田市提出）

【要旨】

（１）令和２年４月３日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡「ＤＶ被害者等の記載のある戸籍謄本等の取扱いについて」の運用のため、支援措置申出の際などに、戸籍の記載事項の確認を他市町村や本人に確認するなど、何か対応していますか。

（２）戸籍に発行制限や、マスキング対応している事例がありましたら、件数と、どのような内容かご教示ください。

（３）本籍＝住所である方からの支援措置申出があった場合も、戸籍を発行制限し、支援措置を通常通り受けますか。

豊田市ではこれまで、支援措置をしても戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明しています。

議題５　臨時運行許可番号標等の未返却者への対応について（豊田市提出）

【要旨】

臨時運行許可番号標等の未返却者へは電話や文書での督促､訪問回収の実施を行っていますが、なかなか回収に結びつきません。

今後は、警察署への協力依頼等を検討していますが、過去に事例がないため対応に苦慮しています。そこで、各市の状況を把握し検討資料としたいため、未返却者への督促の方法をご教示ください。

議題６　市民課窓口におけるＩＣＴを活用したスマート窓口の導入状況について（小牧市提出）

【要旨】

行政サービスのデジタル化を進める中、市民課業務における「書かせない」「待たせない」仕組みとして、申請書・住民異動届の作成支援や来庁予約、キャッシュレス決済の導入等を実施または今後実施する予定はありますか。

議題７　住民基本台帳の一部の写しの閲覧にかかる手数料について（東海市提出）

【要旨】

住民基本台帳法第１１条の２第１項に該当する住民基本台帳の一部の写しの閲覧にかかる手数料について、東海市では当市手数料条例に基づき営利目的か否かによって手数料の徴収・免除を判断しています。しかし、閲覧事項の利用の目的や調査研究の成果の取り扱いが様々であるため有料・無料の判断に苦慮しています。

そこで、貴市における受付状況について、以下のとおりご教示ください。

（１）手数料を徴収しているか。

（２）徴収している場合、当市のように事例によって減免することはあるか。

（３）減免する場合、何を基準にして判断しているか。

【参考】東海市手数料条例第６条第２項

次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を減免することができる。

（１）公費の援助を受けるものが救助を受けるために請求するもの

（２）営業を目的としないで、専ら公益のためにするもの

（３）市長が特に必要と認めるもの

【申出事例】

・日本放送協会　受信契約状況実態調査

・(株)野村総合研究所　「日常生活に関するアンケート」調査　等

議題８　マイナンバーカード交付の予約受付について（日進市提出）

【要旨】

本市では現在マイナンバーカードの交付について、平日交付分は予約を受け付けておらず、休日交付分（毎月第２土曜・第４日曜）のみ電話で予約を受け付けています。15 分間隔で４組ずつ（原則２名以下２組、３名以上２組）、１時間で 16 組の交付処理を行っており、以前は午前中のみとしていましたが、昨今の申請・交付件数の増大に伴い、時間を延長して事務を行っているところです。担当職員の負担を軽減するために、より効率的な休日交付分の事務処理の仕方、平日交付分の予約受付、ウェブ予約受付システムの導入等について検討しています。

そこで、今後の事務の参考にさせていただきたいので、現在の平日・休日交付分の予約受付の状況、ウェブ予約受付システムの導入の有無・導入の効果等について、ご教示ください。